

お知らせします 障害のある人のための支援制度

☎自立支援課 ☎643・3111 内線656

市では、障害のある人が安心して生活できるように、障害のある人やその家族の負担を軽減するためのさまざまな支援制度を用意しています。ただし、支援制度を利用するには、障害者としての認定を受けなければ利用できないものもあります。詳しくは、ご相談ください。障害には、身体障害・知的障害・精神障害の3つがあります。いずれも申請し、認定を受けることで、障害者であることを証明する手帳の交付が受けられます。

障害のある人とは…

障害のある人とは、身体障害や知的障害、精神障害があるため、日常生活や社会生活に制限を受ける人をいいます。先天的に身体や知的機能に障害のある人と、病気や事故などで後天的に障害を負った人がいます。障害には、身体障害・知的障害・精神障害の3つがありますが、障害を証明する手帳の交付を受けるには申請が必要です。

●身体障害者・身体障害児

身体障害者・身体障害児とは、身体に障害があり、身体障害者手帳の交付を受けた人です。障害の程度により、1級（重度）から6級（軽度）までに分かれています。

身体障害者手帳は、自立支援課か岡部支所市民窓口課で申請し、静岡県中央身体障害者更生相談所が身体に障害があると認定すると、発行・交付されます。主な身体障害としては、視覚障害、聴覚障害、平衡感覚機能の障害、音声機能・言語機能障害、しゃく機能障害、肢体不自由、心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の各機能障害、免疫機能障害があります。

●知的障害者・知的障害児

知的障害者・知的障害児とは、おおむね18歳未満で知的機能に障害が生じ、児童相談所か知的障害者更生相談所で知的障害があると判断され、療育手帳の交付を受けた人です。障害の程度により、A（重度）、B（中・軽度）に分かれています。

療育手帳は、自立支援課か岡部支所市民窓口課で

申請し、静岡県中央児童相談所か静岡県中央知的障害者更生相談所での面接を経て、知的障害があると判断されると、発行・交付されます。

●精神障害者

精神障害者とは、統合失調症、うつ病などの気分障害、人格障害、アルコールや薬物の依存症などの精神疾患、てんかんなどの中枢神経系の疾患の人です。疾患や障害の状態により精神障害者保健福祉手帳の交付が受けられます。また、発達障害の診断を受けた人も、状態により手帳の交付が受けられます。障害の程度により、1級（重度）から3級（軽度）までに分かれています。

精神障害者保健福祉手帳は、自立支援課か岡部支所市民窓口課で申請し、静岡県精神保健福祉センターが審査して、精神が一定の状態にあると判断されると、静岡県中部保健所によって発行・交付されます。



現在、障害のある人への支援の多くは、障害者自立支援法に基づいて行っていますが、それ以外の法律に基づくものや、県の補助によるもの、市が独自に取り組んでいる福祉サービスなどがあります。これらの支援制度を利用するには、障害のある人などからの申請が必要です。また、障害者認定を前提としているものも多く、障害の内容や等級によって受けられる支援の内容も異なります。

なお、介護保険で同様の支援が受けられる人は、介護保険制度を優先して利用してください。

障害者自立支援法による支援制度

介護給付 障害の程度が一定以上の人に、生活上・療養上必要な介護を行います。

- 療養介護**…医療介護と常時介護をともに必要とする人に、医療機関で機能訓練・療養上の看護や介護・日常生活のお世話を行います。
- 居宅介護（ホームヘルプ）**…自宅で、入浴・排せつ・食事などの介護を行います。
- 重度訪問介護**…重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴・排せつ・食事の介護や外出時の移動支援などを総合的に行います。
- 行動援護**…自己判断の制限がなされている人の行動の危険を回避するため、必要な支援や外出支援を行います。
- 同行援護**…重度の視覚障害者の移動支援、代筆や代読などの視覚的情報支援を行います。
- 生活介護**…常に介護を必要とする人に、昼間、入浴・排せつ・食事などの介護を行い、創作的活動や生産活動の機会を提供します。
- 短期入所（ショートステイ）**…自宅で障害のある人を介護している人が病気などの場合、夜間も含めて短期間、施設で、入浴・排せつ・食事などの介護を行います。
- 共同生活介護（ケアホーム）**…夜間や休日に、共同生活を行う住居で、入浴・排せつ・食事などの介護を行います。
- 施設入所支援**…施設に入所している人に、夜間や休日に、入浴・排せつ・食事などの介護を行います。

訓練等給付 身体的・社会的自立に向け、機能訓練や就労支援などを行います。

- 自立訓練**…自立した日常生活や社会生活が送れるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
- 就労移行支援**…一般企業などでの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。
- 就労継続支援**…一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。
- 共同生活援助（グループホーム）**…共同生活を行う住居で、夜間や休日に、入浴・排せつ・食事などの援助を行います。

地域生活支援事業 市では総合的な支援体制を整備し、さまざまな事業を実施しています。

- 相談支援事業**…障害のある人・その保護者・介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供を行ったり、権利を守るために必要な援助を行ったりします。
- コミュニケーション支援（手話・要約筆記）**…聴覚や音声・言語機能に障害のある人が、日常生活を送る上でコミュニケーションに支障がある場合、手話通訳者や要約筆記通訳者を派遣します。
- 日常生活用具給付**…身体に障害がある人などが、自宅などで生活するときに必要な用具を給付します。
- 移動支援**…障害のある人が、外出し、移動するための支援をします。
- 日中一時支援**…障害のある人を一時的に預かり、日中活動の場を提供するとともに、社会に適応するための日常的な訓練を行います。日帰り短期入所事業、日中施設機能利用事業（通所施設での時間外預かり）、自宅などでの支援事業があります。
- 訪問入浴サービス**…身体に重度の障害のある人のために、入浴車による簡易移動浴槽での訪問入浴サービスを行います。
- 地域活動支援センター事業**…障害のある人が、創作的活動や生産活動をする機会を提供したり、社会と交流などをしたりする施設を運営しています。

自立支援医療

県知事などが指定した医療機関では、障害のある人の医療費が軽減されます。ただし、障害の内容によって、軽減を受けられる人が異なります。事前に自立支援課に申請し、受給者証の交付を受けてください。

- 更生医療**…更生医療とは、身体に障害のある人の日常生活能力や社会生活能力、職業能力の回復・向上・獲得を目的に行われる医療のことです。医療費は軽減されます。
対象／18歳以上の身体障害者手帳所持者 ※18歳未満は育成医療（県事業）の対象です。
対象となる医療の例／動かなくなった関節を再び動くようにする手術（人工関節置換術）、義肢の適合具合をよくする手術、先天性の心房中隔欠損症や後天性の僧帽弁狭窄症に対する手術（弁置換術）、人工透析療法、腎移植手術、抗免疫療法、中心静脈栄養法、角膜移植手術、水晶体摘出手術、網膜剥離手術、外耳道形成術、人工鼓膜、人工内耳、歯科矯正治療、口唇形成術、口蓋形成術、人工喉頭 など
- 精神通院医療**…精神科医療を通院しながら受ける場合の公費負担制度です。通常、医療費の自己負担分は3割ですが、1割となります。

補装具費の支給

身体に障害のある人が、職業や日常生活の能率向上を図ることを目的に、身体機能を補うために使用する補装具の購入費や修理費を支援します。

対象となる補装具／義肢、装具、座位保持装置、車いす、歩行器、補聴器、歩行用補助杖、盲人用安全杖、義眼、遮光眼鏡、重度障害者用意思伝達装置

障害者自立支援法によらない支援制度

- ライフサポート**…ヘルパーによる自宅での見守りや外出時の支援、学校や施設への送迎、デイサービスやショートステイによる支援を行います。
- 放課後等デイサービス**…障害のある子に、日常生活の基本的な動作指導や、集団生活への適応訓練などを行います。
- 障害者医療費助成**…障害のある人の医療費の一部を助成する制度です。
〈**重度障害者・重度障害児への医療費助成**〉
対象／身体障害者手帳1・2級の人、同3級の内部障害（心臓・小腸・腎臓・肝臓・直腸・呼吸器機能、ぼうこう、免疫機能）のある人、知的障害者(児)、特別児童扶養手当1級の受給資格対象の子
〈**精神障害者への医療費助成**〉
対象／精神疾患の治療をしている人
- 障害者タクシー料金助成**…治療のために病院や精神デイケアに自宅からタクシーで通う場合の助成制度です。
対象／身体障害者手帳1級の人、同2級で視覚・下肢機能・体幹機能に障害のある人、知的障害者(児)、精神障害者保健福祉手帳1・2級の人
※移動困難な身体障害者(児)には、社会参加などのための外出時のタクシー利用料金割引制度があります。
- 紙おむつ助成**…重度の障害者(児)のうち、在宅で紙おむつを使う人に、購入費用の一部を助成します。
対象／在宅の身体障害者手帳1・2級の人か療育手帳Aの知的障害者(児)で、常時失禁状態の人（おおむね6歳～64歳）
- Fネット**…聴覚に障害のある人に、地震などの災害時、情報をファクスで提供するサービスです。
- 声の広報・点字広報の配布**…視覚に障害のある人に、音訳（カセットテープなどへの音声吹き込み）や点訳（点字用紙に点字）をした「広報ふじえた」や「市議会だより」を配布します。
- 自動車改造費助成**…身体に障害のある人（肢体不自由1・2級）が、就労などに伴い取得する自動車の改造に要する経費を助成します。
- 自動車運転免許証取得費助成**…身体に障害のある人が自動車運転免許を取得する場合の経費の一部を助成します。
- ゆずりあい駐車場事業**…歩行に介助や特別な器具を必要とするなど、歩行が困難で一定の条件に当てはまる人に、身体障害者などの専用駐車場の利用証を交付します。

重度の障害のある人のための手当

重度の障害のある人への手当としては、下表の3つの手当があります。支給対象で、現在受給していない人は、申請の手続きをしてください。外国籍の人も対象です。

手当の支給には、所得制限があります。また、施設に入所中の人などは受けられないことがあります。詳しくは、お問い合わせください。

手当の名称	支給対象	支給月額	支給月
特別児童扶養手当	次の障害がある20歳未満の子を養育している人 ①手当1級 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A程度（重度の身体障害、内部疾患、知的・精神障害） ②手当2級 身体障害者手帳3級、下肢4級の一部、療育手帳Bの一部（中程度の身体障害、内部疾患、知的・精神障害） ※障害のある子が、公的年金を受給していたり、施設に入所していたりする場合は対象外となります。	①手当1級 50,400円 ②手当2級 33,570円	4月 8月 11月
特別障害者手当	身体、知的または精神に重度の障害が2つ以上あり、日常生活で常時特別な介護が必要な20歳以上の人 ※3カ月以上の長期入院者や施設入所者を除く。	26,260円	5月・8月・ 11月・2月
障害児福祉手当	身体、知的または精神に重度の障害があり、日常生活で常時特別な介護が必要な20歳未満の人 ※施設入所者を除く。	14,280円	5月・8月・ 11月・2月

障害のある人の権利を守るための制度

- 成年後見制度**…判断能力が不十分で権利侵害を受けやすい、知的障害や精神障害などのある人の権利を守るため、本人に代わって、契約の締結などの財産管理を行う成年後見人などを選任します。成年後見制度は、判断能力の程度によって「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれ、本人の事情に応じた支援を行います。成年後見人・保佐人・補助人は、家庭裁判所によって選ばれ、障害のある人を代理して契約などの法律行為を行ったり、不利益な法律行為を取り消したりして、障害のある人の権利を守ります。
- 日常生活自立支援事業**…知的障害や精神障害などがあり、日常生活に不安のある人が、利用できる制度です。県社会福祉協議会が相談や申請の受け付けを行います。実際の日常的援助は市社会福祉協議会が委託を受けて行います。
支援内容／福祉サービスの情報提供、サービスの選択に関する助言、利用手続きの援助、公共料金の支払いや金融機関での入出金などの援助、福祉サービスの苦情解決のための制度利用の援助、日常的な金銭管理など

藤枝市の相談窓口一覧

●**身体障害・知的障害・精神障害について**

健康福祉部自立支援課
〒426-8722 藤枝市岡出山一丁目11番1号
☎643-3111（内線605・654・656・657）
FAX644-2941
✉jiritsu@city.fujieda.shizuoka.jp

岡部支所市民窓口課
〒421-1121 藤枝市岡部町岡部6番1号
☎667-3413 FAX667-3482
✉shiminmadoguchi@city.fujieda.shizuoka.jp

●**子どもの発達障害について**

健康福祉部子ども家庭相談センター
〒426-8722 藤枝市岡出山一丁目11番1号
☎643-3111（内線665・671・674）
FAX643-3260
✉kodomo@city.fujieda.shizuoka.jp

